

國立高雄第一大學管理規則

改正	昭和五五年 第六号	三月二九日教育委員会規則	昭和五五年一〇月二四日教育委員会規則 第一一号	
	昭和五六年 第二号	三月三一日教育委員会規則	昭和五七年 四月 一日教育委員会規則 第三号	
	昭和五八年 第三号	四月 一日教育委員会規則	昭和五八年一〇月二八日教育委員会規則 第七号	
	昭和五九年一 一月三〇日教育委員会規則	第八号	昭和六〇年 四月 一日教育委員会規則 第一三三号	
	昭和六〇年一 二月二三日教育委員会規則	第二六号	昭和六一年 四月 一日教育委員会規則 第七号	
	昭和六二年 四月 一日教育委員会規則	第五号	昭和六三年 四月 一日教育委員会規則 第六号	
	昭和六三年一 二月 二日教育委員会規則	第一三三号	平成 元年 三月一〇日教育委員会規則 第四号	
	平成 二年 三月三一日教育委員会規則	第九号	平成 三年 四月 一日教育委員会規則 第八号	
	平成 四年 四月 一日教育委員会規則	第八号	平成 四年 六月二六日教育委員会規則 第一三三号	
	平成 五年 四月 一日教育委員会規則	第八号	平成 六年 四月 一日教育委員会規則 第七号	
	平成 七年 三月三一日教育委員会規則	第八号	平成 七年 四月 一日教育委員会規則 第一二二号	
	平成 八年 三月二九日教育委員会規則	第八号	平成 八年一〇月二五日教育委員会規則 第一八八号	
	平成 九年 四月 一日教育委員会規則	第四号	平成 九年 四月 一日教育委員会規則 第五号	
	平成 九年一〇月二四日教育委員会規則	第九号	平成一〇年 九月二五日教育委員会規則 第九号	
	平成一〇年一 二月二五日教育委員会規則	第一四四号	平成一一年 四月 一日教育委員会規則 第九号	
	平成一一年 六月二五日教育委員会規則	第一七七号	平成一一年一 二月二八日教育委員会規則	第二一 号
	平成一二年 二月二九日教育委員会規則	第六号	平成一二年 三月三一日教育委員会規則 第一八 号	
	平成一三年 一月 五日教育委員会規則	第二号	平成一三年 三月三〇日教育委員会規則 第一一 号	
	平成一四年 一月 八日教育委員会規則	第四号	平成一四年 三月 一日教育委員会規則 第七 号	
	平成一四年 三月二九日教育委員会規則	第一七 号	平成一五年 二月二五日教育委員会規則 第二 号	
	平成一五年 三月二八日教育委員会規則	第八号	平成一六年 三月三〇日教育委員会規則 第八 号	

平成一七年 三月二九日教育委員会規則 第一〇号	平成一七年 九月 一日教育委員会規則 第二三号
平成一八年 三月三〇日教育委員会規則 第一四号	平成一九年 三月三〇日教育委員会規則 第九号
平成一九年 七月一〇日教育委員会規則 第一六号	平成一九年一〇月三〇日教育委員会規則 第二一号
平成二〇年 三月 四日教育委員会規則 第一号	平成二〇年 三月三十一日教育委員会規則 第二号
平成二〇年一〇月三十一日教育委員会規則 第一五号	平成二一年 三月三十一日教育委員会規則 第六号
平成二一年一〇月三〇日教育委員会規則 第一九号	平成二二年 三月三十一日教育委員会規則 第五号
平成二二年十一月 五日教育委員会規則 第一二号	平成二三年 三月三十一日教育委員会規則 第九号
平成二三年一〇月二八日教育委員会規則 第一三号	平成二四年一〇月三〇日教育委員会規則 第一〇号
平成二五年一〇月二九日教育委員会規則 第五号	平成二六年 三月三十一日教育委員会規則 第七号
平成二六年 九月三〇日教育委員会規則 第一一号	平成二六年一〇月二一日教育委員会規則 第一二号
平成二七年 七月二八日教育委員会規則 第一三号	平成二七年一〇月 二日教育委員会規則 第一四号
平成二八年一〇月 四日教育委員会規則 第一四号	平成二九年 四月二八日教育委員会規則 第五号
平成二九年一〇月 三日教育委員会規則 第一二号	平成三〇年一〇月 五日教育委員会規則 第八号
平成三一年 三月二九日教育委員会規則 第四号	令和 元年一〇月二三日教育委員会規則 第一号
令和 二年一二月一八日教育委員会規則 第八号	令和 四年 一月二八日教育委員会規則 第一号
令和 五年 一月 六日教育委員会規則 第一号	令和 五年 三月三十一日教育委員会規則 第七号
令和 五年一〇月三十一日教育委員会規則 第一四号	令和 六年 一月三〇日教育委員会規則 第一号
令和 六年 三月二九日教育委員会規則 第三号	

県立高等学校管理規則

目次

第一章 総則（第一条—第五条）	
第二章 学年、学期及び休業日（第六条—第九条）	
第三章 教育課程（第十条—第十四条）	
第四章 教科書及び教材（第十五条—第十七条）	
第五章 成績の判定及び卒業等の認定（第十八条—第二十三条）	
第六章 生徒（第二十四条—第四十四条）	
第六章の二 単位制による課程の特例（第四十四条の二—第四十四条の六）	
第七章 職員の組織及び服務（第四十五条—第六十五条）	
第七章の二 学校評価（第六十五条の二）	
第八章 施設・設備の管理等（第六十六条—第七十条）	
第九章 事務処理（第七十一条—第七十五条）	
第十章 授業料等（第七十六条・第七十七条）	

第十一章 雑則（第七十八条―第八十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県を設置する高等学校（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条に規定する管理運営等の基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（校則等の制定）

第二条 校長は、法令及び条例並びにこの規則その他の規則等に違反しない限度において、その所属する学校の管理運営等に関する校則その他の規程を定めるものとする。

2 前項の校則を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けるものとする。

（学校の課程、男女別、学科・部及び生徒定員）

第三条 学校の課程、男女別、学科・部及び生徒定員は、別表のとおりとする。

（修業年限）

第四条 修業年限は、次のとおりとする。

- 一 全日制の課程 三年
- 二 定時制の課程 三年、三年六月又は四年
- 三 通信制の課程 三年以上
- 四 専攻科 二年

（通学区域）

第五条 学校の通学区域は、県立高等学校通学区域に関する規則（昭和四十九年千葉県教育委員会規則第九号）に定めるところによる。

第二章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第六条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、修業年限が三年六月の定時制の課程の最終学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わる。

2 学年を分けて、次の三学期とする。

- 第一学期 四月一日から七月三十一日まで
- 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで
- 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、第一項ただし書に規定する最終学年にあつては、学年を分けないものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年を分けて、次の二学期とすることができる。この場合において、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

（休業日）

第七条 休業日（授業を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第百七十八号）に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 県民の日を定める条例（昭和五十九年千葉県条例第三号）に規定する日
- 四 学年始め休業日 四月一日から四月五日まで
- 五 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで
- 六 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで
- 七 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで
- 八 臨時休業日 校長が教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ教育委員会に届け出た日

2 前項の規定にかかわらず、学年を二学期に分ける学校にあつては、秋季休業日を設けるものとし、

その期間を後期の開始の日から三日間とする。この場合において、同項第五号中「八月三十一日」とあるのは、「八月二十八日」と読み替えるものとする。

- 3 校長は、第一項第四号から第七号まで及び前項の休業日については、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内で増減することができる。
- 4 校長は、教育上必要があるとき、又はやむを得ない特別の事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる。

(非常変災等による臨時休業)

第八条 前条の規定にかかわらず、非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

- 2 前項の場合においては、校長は、次の事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 一 授業を行わない期間
- 二 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置
- 三 その他校長が必要と認める事項

(振替授業)

第九条 校長は、学校運営上特に必要があると認めた場合には、休業日と授業日を相互に振り替えて授業を行うことができる。

- 2 校長は、前項の規定により振替授業を行うに当たっては、体育祭、文化祭等の恒例の学校行事に伴う場合を除くほか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第三章 教育課程

(教育課程の編成)

第十条 教育課程は、この章に定めるもののほか、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

- 2 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(連携型高等学校)

第十条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）第八十七条第一項の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を行うものとする。

高等学校	中学校
千葉県立関宿高等学校	野田市立関宿中学校 野田市立二川中学校 野田市立木間ヶ瀬中学校

- 2 連携型高等学校の校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ連携型中学校を所管する市町村教育委員会と協議するものとする。

(併設型高等学校)

第十条の三 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）及び同表の下欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して行うものとする。

高等学校	中学校
千葉県立千葉高等学校	千葉県立千葉中学校
千葉県立東葛飾高等学校	千葉県立東葛飾中学校

- 2 併設型高等学校の校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ併設型中学校の校長と協議するものとする。

(学年の授業時数)

第十一条 学年の授業時数については、校長が定める。

- 2 学校の教科、総合的な探究の時間及び特別活動の週当たりの授業時数は、学年による教育課程の

区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）を除き、全日制の課程にあつては三十単位時間を、定時制の課程にあつては二十単位時間をそれぞれ標準とする。

- 3 学校の教科、総合的な探究の時間及び特別活動の授業は、年間を通じて三十五週を標準として実施するものとする。

（修学旅行）

第十二条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

- 2 校長は、宿泊を要する修学旅行（海外修学旅行を除く。）を行う場合はあらかじめ教育委員会に届け出、海外修学旅行を行う場合はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（校外行事）

第十三条 教育活動の一環として行う校外行事のうち次に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、これを行うものとする。

- 一 学校以外の施設を利用する実習及び見学
 - 二 運動、技術、芸能等に関する対外競技
 - 三 林間学校、臨海学校、スキー教室、登山その他教育委員会の指定する特別な校外行事
- 2 前項に定める行事（教育関係機関及び教育関係団体の主催又は共催するものを除く。）を宿泊して行う場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（行事の届出）

第十四条 前二条に規定する場合を除くほか、校長は、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第四章 教科書及び教材

（教科書）

第十五条 教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする。

（準教科書）

第十六条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、教科書に準じて使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を定めるものとする。

- 2 校長は、準教科書を定めるときは、実物一部を添えて、使用しようとする日前三十日までに教育委員会の承認を受けるものとする。

（教材の選定）

第十七条 学校において教科、総合的な探究の時間及び特別活動の指導のために使用する図書その他の材料（以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認めたものでなければならない。

- 2 校長は、教材を生徒に購入使用させるに当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めるものとする。

第五章 成績の判定及び卒業等の認定

（成績の判定）

第十八条 生徒（第十九条の三第二項若しくは第十九条の六第二項又は県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第二号）第十条の三第二項の規定による許可を受けて一部の科目を履修する場合の他の高等学校の生徒を含む。次条において同じ。）の成績の判定は、担任教員の行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基準として、校長が行う。

- 2 前項の判定の方法については、校長が定めるものとする。

（科目及び総合的な探究の時間の履修の認定）

第十九条 生徒が学校の定める指導計画に従って受けた授業時数が学年の授業時数の三分の二以上の場合、校長は、科目及び総合的な探究の時間の履修を認定するものとする。ただし、特別の事由がある場合には、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。

（単位の修得の認定）

第十九条の二 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な探究の時間の成果が、教科及び

科目並びに総合的な探究の時間の目標から見て満足できると認められる場合は、校長は、学年末において、当該科目及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定するものとする。ただし、必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、校長は、第三十五条の二第二項の規定により留学を許可した生徒について、学年の途中においても、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）であつて、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るものを、当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

4 校長は、前各項の規定により単位の修得の認定を受けた者に対しては、請求に応じて単位修得証明書又は成績証明書を交付するものとする。

（学校間の連携等）

第十九条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は特別支援学校の高等部において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 校長は、当該校長の定めるところにより、他の高等学校の生徒について、一部の科目の履修を許可することができる。

3 前各項の規定は、生徒が在学する学校において、当該生徒が在籍する課程以外の課程の一部の科目の単位を修得する場合に準用する。

（学校外の学修の単位認定）

第十九条の四 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次の各号に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第十九条の五 第十九条の三の規定により加えることのできる単位数及び前条の規定により与えることのできる単位数の合計数は、三十六を超えないものとする。

（定時制の課程と通信制の課程との併修）

第十九条の六 定時制の課程を置く学校の校長は、当該学校の定時制の課程に在籍する生徒が、当該校長の定めるところにより他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 通信制の課程を置く学校の校長は、当該校長の定めるところにより、他の高等学校の定時制の課程に在籍する生徒について、通信制の課程の一部の科目の履修を許可することができる。

（原級留置）

第二十条 校長は、各学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒その他進級させることが教育上不相当であると認める生徒については、原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の処置を行つたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（卒業の認定等）

第二十一条 校長は、所定の教育課程を修了したと認められる生徒には、卒業を認定し、卒業証書（別記第一号様式）を授与しなければならない。

（修了の認定等）

第二十二条 校長は、専攻科の所定の教育課程を修了したと認められる生徒には、修了を認定し、修了証書（別記第二号様式）を授与することができる。

（卒業等の認定時期）

第二十三条 卒業又は修了を認定する時期は、三月とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる生徒については、当該各号に定める時期に卒業又は修了を認定することができる。

一 修業年限が三年六月の定時制の課程に在学する生徒 最終学年の九月

二 修業年限の最終学年において、第三十五条の二第二項の規定による許可を受け、当該学年を越えて留学し、第十九条の二第二項の規定により単位の修得を認定された生徒 第十九条の二第二項の規定により単位の修得を認定した時期

三 単位制による課程に在学する生徒 第十九条の二第一項ただし書の規定により単位の修得を認定した日

第六章 生徒

(入学資格の認定)

第二十四条 校長は、省令第九十五条第五号の規定により高等学校の入学資格について中学校を卒業した者と同等以上の学力があることの認定を行うに当たっては、中学校卒業程度の学力検査を行わなければならない。

(生徒募集及び入学者選抜)

第二十五条 第一学年（単位制による課程にあつては、第一年次）生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

(志願手続)

第二十六条 入学志願者（併設型高等学校に入学を志願する当該併設型高等学校に係る併設型中学校の生徒を除く。）は、所定の入学願書に、必要な書類及び入学検査料を添え、志願する学校の校長に提出しなければならない。

2 併設型高等学校に入学を志願する当該併設型高等学校に係る併設型中学校の生徒は、当該併設型高等学校の校長の定めるところにより、必要な書類を当該校長に提出しなければならない。

3 前各項の規定により第一学年（単位制による課程にあつては、第一年次）に入学を志願する場合には、出身（在籍）中学校長等を経由するものとする。

(編入学)

第二十七条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

2 前項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査を行わなければならない。

(入学の時期)

第二十八条 入学許可の時期は、学年の始めとする。ただし、単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程については、学期の区分に従い、入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により入学を許可するとき、又は定時制の課程及び通信制の課程について入学を許可する場合であつて特別の事由があるときは、学年の中途においても入学を許可することができる。

(入学等の手続)

第二十九条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から七日以内に、保証人と連署した誓約書（別記第三号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、生徒が転学を許可された場合に準用する。

(点字による手続)

第二十九条の二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、視覚障害者は、同条第一項に規定する誓約書に代えて当該誓約書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(保護者及び保証人)

第三十条 保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。

第三十一条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から、保護者が選定したものでなければならない。

第三十二条 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第三十三条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

第三十四条 保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

(転学、転籍及び退学)

第三十五条 転学、転籍又は退学しようとする者は、その事由を具し、保護者と連署して、校長に願い出なければならない。病気による退学の場合においては、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第三十五条の二 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、その事由及び期間、留学しようとする高等学校の名称その他校長が定める事項を具し、保護者と連署して、校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、前項の留学を許可することができる。

3 前項の許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、保護者と連署して、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

4 第二項の許可を受けて留学した生徒が、第十九条の二第二項に規定する単位の修得の認定を受けようとするときは、保護者と連署して、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、校長に願い出なければならない。

5 第二項の許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

6 校長は、留学の事由がなくなつたと認めたときは、当該生徒の留学を取り消すことができる。

(休学)

第三十六条 病気その他やむを得ない事由のため三月以上出席することができない生徒は、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の事由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第三十七条 休学の許可を受けた後三月までにその事由がなくなつたときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人と連署して、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。

2 校長は、休学の事由がなくなつたと認めたときは、当該休学処分を取り消すことができる。

(復学)

第三十八条 休学中の生徒が、その事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人と連署して、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、休学の許可を受けた後三月までの間は、復学を願い出ることはできない。

2 休学期間の満了後一月を経過して、復学又は退学の手続をしない生徒については、校長は、退学を命ずることができる。

(再入学)

第三十九条 退学後二年以内に再び同一の学校へ入学を願い出た者のあるときは、校長は、事由により、入学学力検査を行うことなく、退学当時の課程の原学年以下の学年に入学を許可することができる。

2 第二十九条の規定は、再入学の場合に準用する。

(忌引等の取扱い)

第四十条 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかつたときは、欠席の取扱いをしない。

一 忌引

二 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止

三 暴風、こう水、火災その他の非常変災による事故

- 四 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合
- 2 前項第一号に掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、次の各号に定める期間とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。
- 一 一親等の直系尊属（父母） 七日
 - 二 二親等の直系尊属（祖父母） 三日
 - 三 二親等の傍系者（兄弟姉妹） 三日
 - 四 三親等の直系尊属（曾（そう）祖父母） 一日
 - 五 三親等の傍系尊属（伯叔父母） 一日
- 3 第一項第二号から第四号までに掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、その都度必要と認められる日数とする。

（表彰）

第四十一条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

- 2 前項の規定による表彰の手續等については、校長が定める。

（懲戒処分）

第四十二条 生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

第四十三条 懲戒処分の告知は、保護者立会いのうえ、校長が行うものとする。

- 2 停学は、三十日以内の期間、登校を停止するものとする。

- 3 この規則で定めるもののほか、懲戒処分の手續については、校長が定める。

（退学処分の報告）

第四十四条 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第六章の二 単位制による課程の特例

（過去に在学した高等学校において修得した単位）

第四十四条の二 単位制による課程を置く学校の校長は、生徒が過去に在学した高等学校において単位を修得しているときは、当該修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

（編入学）

第四十四条の三 単位制による課程を置く学校の校長は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として編入学を許可することができる。

（再入学）

第四十四条の四 単位制による課程を置く学校の校長は、退学後二年以内に再び同一の学校へ入学を願い出た者のあるときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、相当の期間を在学すべき期間として退学当時の課程に入学を許可することができる。

（在学できる期間）

第四十四条の五 単位制による課程に在学できる期間については、校長が教育委員会の承認を得て定める。

（聴講生）

第四十四条の六 単位制による課程を置く学校の校長は、当該校長の定めるところにより、特定の科目を履修する聴講生を置くことができる。

- 2 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く学校の校長は、当該単位制による課程の生徒が当該学校に入学する前に聴講生（単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く学校の聴講生に限る。）として特定の科目を履修している場合において、教育上有益と認めるときは、当該聴講生としての履修を当該入学した学校における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第七章 職員の組織及び服務

（職員）

第四十五条 学校には、校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

（職）

第四十六条 前条に規定する職員の職及びその職務は、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
校長	校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。
教員	副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
	教頭	校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
	主幹教諭	校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
	教諭	生徒の教育をつかさどる。
	助教諭	教諭の職務を助ける。
	講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
	養護教諭	生徒の養護をつかさどる。
	養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。
	実習助手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
事務職員	事務長	上司の命を受け、事務を掌理する。
	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
技術職員	上席専門員 専門員 主任技師 技師	上司の命を受け、技術に従事する。
その他の職員	主任船舶員 船舶員	上司の命を受け、船舶に関する労務及び作業に従事する。
	主任学校技能員 学校技能員	上司の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。
	主任学校農業技能員 学校農業技能員	上司の命を受け、農業に関する労務及び作業に従事する。
	主任警備員 警備員	上司の命を受け、施設・設備（備品を含む。以下同じ。）の保全のため、校舎内外の巡視及び警備に従事する。
	主任調理員 調理員	上司の命を受け、給食に関する労務及び作業に従事する。

（事務主幹等）

第四十七条 学校に事務主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことがある。

2 事務主幹、副主幹、主査及び副主査は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

3 事務主幹、副主幹、主査及び副主査は、事務職員をもつて充てる。

（船長）

第四十八条 実習船に船長を置く。

2 船長は、千葉県立館山総合高等学校長の監督のもとに、実習船に関する船務をつかさどる。

3 船長は、技術職員のうちから千葉県立館山総合高等学校長の意見を聴いて行う教育長の推薦により、教育委員会が命ずる。

（非常勤講師）

第四十九条 前四条の規定にかかわらず、必要に応じ、非常勤講師を置き、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事させることができる。

（学校医等）

第五十条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が校長の意見を聴いて委嘱する。

（校務の分掌）

第五十一条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組み

を整えるものとする。

- 2 校長は、法令及びこの規則に定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。

(教務主任等)

第五十二条 学校に、教務主任及び保健主事を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を、それぞれ置かないことができる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 教務主任及び保健主事は、当該学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(学年主任)

第五十二条の二 学校に、二以上の学級からなる学年ごとに学年主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、学年主任を置かないことができる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 学年主任の発令については、前条第五項の規定を準用する。

(生徒指導主事等)

第五十三条 学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは生徒指導主事を、第四項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 5 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第五十二条第五項の規定を準用する。

(学科主任等)

第五十四条 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科又は農場を有し、かつ、総合学科を置く学校には、農場長を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第四項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。
- 5 学科主任又は農場長の発令については、第五十二条第五項の規定を準用する。

(寮務主任等)

第五十五条 寄宿舎を設ける学校には、寮務主任及び舎監を置く。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

- 2 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 3 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。
- 4 寮務主任及び舎監の発令については、第五十二条第五項の規定を準用する。

(その他の主任等)

第五十六条 学校には、第五十二条から前条までに規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、当該学校の教員の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。
(主任等の任期)
- 第五十七条 第五十二条から前条までに定める主任等の任期は、四月一日から翌年の三月三十一日までとし、再任を妨げない。
- 2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。
(司書教諭)
- 第五十七条の二 学校には、司書教諭を置く。
- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。
- 3 司書教諭の発令については第五十二条第五項の規定を、司書教諭の任期については前条の規定を準用する。
(職員会議)
- 第五十八条 学校には、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。
- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 前各項に規定するもののほか、職員会議の組織運営について必要な事項は、校長が定める。
(職員の進退に関する意見具申等)
- 第五十九条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に具申しなければならない。
- 2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 一 死亡したとき。
 - 二 公務上の災害を受けたと認められるとき。
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。
 - 四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
 - 五 教育職員免許状の有効期間が満了前二月に達したとき。
 - 六 休職期間が満了前二月に達したとき。
 - 七 引き続き三十日以上にわたる療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）を承認したとき。
 - 八 療養休暇の期間が三十日を超えたとき。
 - 九 結核性疾患による療養休暇の期間が職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）第八条第二項に規定する期間の満了前一月に達したとき。
 - 十 欠勤（職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第十条第一項の規定により代休日が指定された場合にあっては、当該代休日）を除く。）したとき。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。
- (休暇)
- 第六十条 職員の年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇、子育て部分休暇及び組合休暇は、次項に規定するものを除き、校長が与える。
- 2 職員の結核性疾患による療養休暇並びに校長の特別休暇（女性職員の出産によるものに限る。）、看護休暇、子育て部分休暇及び引き続き五日以上にわたるその他の休暇は、教育委員会が与える。
(休暇の承認)
- 第六十条の二 職員の療養休暇、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇、子育て部分休暇及び組合休暇の承認は、校長が行う。ただし、前条第二項に規定する休暇（女性職員の出産による特別休暇を除く。）の承認については、教育委員会が行う。
(教育職員の研修)
- 第六十一条 校長は、所属する教育職員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職にある者（常勤の者に限る。）をいう。以下同じ。）について、そ

の職責を遂行するために必要な研修を奨励するとともに研修計画を立て、その実施に努めなければならない。

2 所属する教育職員の勤務場所を離れて行う研修は、校長が承認する。

（職務専念義務の免除）

第六十一条の二 職員の職務専念義務の免除は、校長が承認する。ただし、職員の八日以上（校長にあつては、三日以上）の期間にわたるものは、教育委員会が承認する。

（出張命令）

第六十二条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の宿泊を要する県外出張（第十二条第二項又は第十三条第二項に規定する宿泊を要する県外出張を除く。）にあつては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（履歴書）

第六十三条 校長は、職員（事務職員を除く。次条において同じ。）が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。

2 校長は、前項の履歴書を常に整理し、及び保管しておかなければならない。

3 前二項の規定は、事務職員が新たに配置された場合について準用する。この場合において、前二項中「校長」とあるのは、「企画管理部教育総務課長」とする。

（出勤簿）

第六十四条 校長は、職員の出勤簿を作成しておかなければならない。

2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。

（職員の服務）

第六十五条 職員の服務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

第七章の二 学校評価

（学校評価）

第六十五条の二 次の各号に掲げる事項の実施については、教育委員会が別に定めるところによる。

- 一 省令第百四条において準用する省令第六十六条第一項の規定による評価及びその結果の公表
- 二 省令第百四条において準用する省令第六十七条の規定による評価及びその結果の公表
- 三 省令第百四条において準用する省令第六十八条の規定による報告

第八章 施設・設備の管理等

（管理）

第六十六条 校長は、学校の施設・設備を管理し、その整備に努めなければならない。

2 学校の施設・設備の管理については、この規則に定めるもののほか、千葉県教育財産管理規則（昭和四十五年千葉県教育委員会規則第十四号）に定めるところによる。

（防火及び警備）

第六十七条 校長は、毎年度初めに、学校の防火及び警備の計画を作成しなければならない。

2 防火及び警備の分担は、校長が定める。

3 防火訓練及び消防設備の点検は、定期的実施しなければならない。

（防火管理者等）

第六十八条 校長は、副校長又は教頭に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項又は第三十六条第一項において読み替えて準用する第八条第一項に規定する防火管理者又は防災管理者を命ずる。

（非常変災等の対策）

第六十九条 校長は、前二条に規定するもののほか、非常変災その他急迫の事態に備えて、生徒の避難及び管理その他職員のとるべき処置等について計画を作成しなければならない。

2 学校の重要な文書、物品、教育記録に関するもの等については、非常持出品目録を作成し、搬出すべき文書物品等には、あらかじめ標識をつけておかなければならない。

（宿日直）

第七十条 校長は、職員（警備員を除く。以下この条において同じ。）に、次の各号の一に該当する

場合に限り、宿日直勤務（学校職員の宿日直手当の支給に関する規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第十号）第二条に規定する勤務をいう。）を命ずることができる。

- 一 非常変災の場合
- 二 警備員の勤務条件を考慮して必要と認める場合
- 三 その他校長が必要と認める場合

2 宿日直勤務を行う職員は、特に教育委員会が承認した場合を除き、一人とする。

第九章 事務処理

（備付諸表簿）

第七十一条 学校において備え付けなければならない表簿は、省令第二十八条に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校沿革誌
- 二 卒業（修了）証書授与台帳
- 三 旧職員の履歴に関するもの
- 四 学校要覧
- 五 教育指導計画に関するもの
- 六 転学者、退学者、留学者及び休学者に関するもの
- 七 生徒の賞罰に関するもの
- 八 職員の進退及び給与に関するもの
- 九 職員の旅行命令及び復命に関するもの
- 十 職員会議録
- 十一 その他法令等に規定するもの

（指導要録等）

第七十二条 生徒の指導要録（写し及び抄本を含む。）及び出席簿の規格、様式及び取扱いは、教育委員会が別に定める基準によるものとする。

（定例報告）

第七十三条 校長は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ当該下欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

事項	期日
一 四月、九月及び一月の各十日現在における生徒数、学級数及び職員数（事務職員を除く。）	四月、九月及び一月の各十五日
二 卒業（修了）認定の状況	四月一日（第二十三条第二項及び第七十八条の規定による卒業の認定については、当該認定後十日以内）
三 入学許可の状況	四月十日（第二十七条第一項及び第七十八条の規定による入学の許可については、当該許可後十日以内）
四 職員及び生徒の健康診断の状況	実施後二十日以内
五 職員（事務職員を除く。）の出張、休暇及び欠勤等の状況	
イ 四月一日から七月三十一日までの分	八月二十五日
ロ 八月一日から十二月三十一日までの分	一月二十五日
ハ 一月一日から三月三十一日までの分	四月二十五日
六 年間に実施した各科目の授業時数	三月三十一日

2 前項の報告書の様式は、教育委員会が別に定める。

（事故報告）

第七十四条 次に掲げる事故が発生した場合は、校長は、速やかに教育委員会にその事情を連絡し、なお、後日詳細に報告しなければならない。

- 一 生徒のはなはだしい非行
- 二 生徒の事故による傷害又は死亡
- 三 感染症その他の集団疾病
- 四 災害その他の突発事故

(事務処理)

第七十五条 学校における文書処理、公印の取扱いその他の事務処理については、この規則に定めるものを除くほか、教育委員会が別に定める。

第十章 授業料等

(授業料等)

第七十六条 学校に関し、県が徴収する使用料及び手数料については、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処置)

第七十七条 校長は、授業料を滞納中の生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、授業料の滞納が三月を超える生徒に対しては、退学を命ずることができる。

第十一章 雑則

(帰国子女等に係る入学時期等の特例)

第七十八条 校長は、帰国子女等について特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第二十七条第一項に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(通信制の課程)

第七十九条 通信制の課程の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(寄宿舎)

第八十条 寄宿舎の管理運営に関する事項については、この規則に定めるものを除くほか、校長が定める。

(実習船)

第八十一条 実習船の管理運営に関する事項については、教育委員会が別に定める。

(新たに開校する学校に関する特例)

第八十二条 次年度において新たに開校する学校にあつては、当該学校の校長が発令されるまでの間、次の各号に掲げる事務は、当該学校の開設準備事務を掌理する者として、教育長の推薦により教育委員会が命じた者が行うものとする。

- 一 第二十四条に規定する入学資格の認定に関すること。
- 二 第二十五条の規定により教育委員会が定め、あらかじめ告示する選抜方法に基づいて行う入学者の選抜に関すること。
- 三 第二十六条第一項に規定する志願手続に係る事務に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、この規則に規定する管理運営に関し教育長が必要と認める事務に関すること。

(委任)

第八十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(県立学校管理規則の廃止)

- 2 県立学校管理規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、県立学校管理規則の規定によつて、教育委員会に対してされた手続及び教育委員会がした処分は、この規則の各相当規定に基づいてされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にある職員に任命されている者及び現にある職に補せられている者又は船長の職務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の規定による各相当の職員に任命され、及び各相当の職に補せられ、又は船長の職務を命ぜられたものとする。
- 5 この規則の施行前に県立学校管理規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後にお

いても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

（県立高等学校通信教育規則の一部改正）

- 6 県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第二号）第一条中「県立学校管理規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第一号。以下「管理規則」という。）第八十四条の規定に基き」を「県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号。以下「管理規則」という。）第七十八条の規定により」に改める。

（司書教諭の設置の特例）

- 7 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（学級の数（通信制の課程を置く学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。））とを合計した数）が十一以下の学校にあつては、当分の間）、第五十七条の二第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（昭和五十五年三月二十九日教育委員会規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第十一条第二項の規定は、昭和五十七年四月一日以降第一学年に入学した生徒に係る学年の授業時数から適用する。ただし、校長が必要と認めたときは、昭和五十五年四月一日以降第一学年に入学した生徒に係る学年の授業時数から適用することができる。
- 3 前項の規定により、この規則による改正後の第十一条第二項の規定が適用されるまでの学年の授業時数については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に千葉県立鶴舞高等学校全日制の課程商業科及び事務科の入学許可候補者に決定された者は、この規則の施行の日において、千葉県立鶴舞商業高等学校全日制の課程の各相当の学科の入学許可候補者に決定されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の日の前日において、現に千葉県立鶴舞高等学校全日制の課程商業科及び事務科に在学する生徒は、この規則の施行の日において、千葉県立鶴舞商業高等学校全日制の課程の各相当の学科及び学年に在学するものとみなす。
- 6 この規則の施行前に千葉県立鶴舞高等学校全日制の課程園芸科の入学許可候補者に決定された者は、この規則の施行の日において、千葉県立市原園芸高等学校全日制の課程園芸科の入学許可候補者に決定されたものとみなす。
- 7 この規則の施行の日の前日において、現に千葉県立鶴舞高等学校全日制の課程園芸科に在学する生徒は、この規則の施行の日において、千葉県立市原園芸高等学校全日制の課程園芸科の各相当の学年に在学するものとみなす。

（県立高等学校通信教育規則の一部改正）

- 8 県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十五年十月二十四日教育委員会規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三十一日教育委員会規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年四月一日教育委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年四月一日教育委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年十月二十八日教育委員会規則第七号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年十一月三十日教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年四月一日教育委員会規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日教育委員会規則第二十六号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年四月一日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月一日教育委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月一日教育委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月二日教育委員会規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月十日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年四月一日教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一日教育委員会規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成四年三月三十一日において千葉県立成田西高等学校に在学している者は、千葉県立成田国際高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成四年六月二十六日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成四年九月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一日教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日教育委員会規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成六年三月三十一日において千葉県立松戸東高等学校、千葉県立下総農業高等学校及び千葉県立御宿家政高等学校に在学している者は、それぞれ千葉県立松戸国際高等学校、千葉県立下総高等学校及び千葉県立御宿高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成七年三月三十一日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年四月一日教育委員会規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日教育委員会規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成八年三月三十一日において千葉県立幕張東高等学校、千葉県立幕張西高等学校及び千葉県立幕張北高等学校の三校に在学している者は千葉県立幕張総合高等学校の、千葉県立成田園芸高等学校に在学している者は千葉県立成田西陵高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成八年十月二十五日教育委員会規則第十八号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年四月一日教育委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一日教育委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十月二十四日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年九月二十五日教育委員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年十二月二十五日教育委員会規則第十四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第七十三条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の県立高等学校管理規則第四十条第二項の規定は、この規則の施行日以後の日を期間の初日とする忌引のため欠席の取扱いをしない日数について適用し、施行日前の日を期間の初日とする忌引のため欠席の取扱いをしない日数については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年四月一日教育委員会規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十一年三月三十一日において千葉県立君津農林高等学校に在学している者は、千葉県立君津青葉高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成十一年六月二十五日教育委員会規則第十七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日教育委員会規則第二十一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年二月二十九日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日教育委員会規則第十八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日教育委員会規則第二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日教育委員会規則第十一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年一月八日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月一日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日教育委員会規則第十七号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月二十五日教育委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十五年三月三十一日において千葉県立幕張総合高等学校全日制的課程普通科に在学している者は、千葉県立幕張総合高等学校全日制的課程普通科（単位制）に在学している者となる。

- 3 平成十五年三月三十一日において千葉県立佐原女子高等学校に在学している者は、千葉県立佐原白楊（よう）高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成十五年三月二十八日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日教育委員会規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十六年三月三十一日において千葉県立若葉看護高等学校に在学している者は、千葉県立幕張総合高等学校全日制の課程看護科(単位制)に在学している者となる。
- 3 平成十六年三月三十一日において千葉県立大多喜女子高等学校に在学している者は、千葉県立大多喜高等学校全日制の課程普通科に在学している者となる。
- 4 平成十六年三月三十一日において千葉県立安房農業高等学校に在学している者は、千葉県立安房拓心高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則(平成十七年三月二十九日教育委員会規則第十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十七年三月三十一日において千葉県立御宿高等学校又は千葉県立勝浦高等学校に在学している者は、千葉県立勝浦若潮高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。
- 3 平成十七年三月三十一日において千葉県立鶴舞商業高等学校又は千葉県立市原園芸高等学校に在学している者は、千葉県立鶴舞桜が丘高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則(平成十七年九月一日教育委員会規則第二十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年三月三十日教育委員会規則第十四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十八年三月三十一日において千葉県立市川工業高等学校又は千葉県立葛南工業高等学校に在学している者は、千葉県立市川工業高等学校の各相当の学科及び学年又は年次に在学している者となる。
- 3 平成十八年三月三十一日において千葉県立野田高等学校又は千葉県立野田北高等学校に在学している者は、千葉県立野田中央高等学校の各相当の学科及び学年又は年次に在学している者となる。
- 4 平成十八年三月三十一日において千葉県立茂原農業高等学校又は千葉県立茂原工業高等学校に在学している者は、千葉県立茂原樟(しょう)陽高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則(平成十九年三月三十日教育委員会規則第九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十九年三月三十一日において千葉県立柏西高等学校に在学している者又は千葉県立柏北高等学校に在学している者は、千葉県立柏の葉高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則(平成十九年七月十日教育委員会規則第十六号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条から第十二条までの規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年十月三十日教育委員会規則第二十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十年三月三十一日において千葉県立千葉高等学校定時制課程に在学している者は、千葉県立生浜高等学校定時制課程の各相当の学科及び年次に在学している者となる。
- 3 平成二十年三月三十一日において千葉県立流山中央高等学校に在学している者又は千葉県立流山東高等学校に在学している者は、千葉県立流山おおたかの森高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。
- 4 平成二十年三月三十一日において千葉県立銚子商業高等学校に在学している者又は千葉県立銚子

水産高等学校に在学している者は、千葉県立銚子商業高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

5 平成二十年三月三十一日において千葉県立山武農業高等学校に在学している者又は千葉県立白里高等学校に在学している者は、千葉県立大網高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

6 平成二十年三月三十一日において千葉県立安房高等学校に在学している者又は千葉県立安房南高等学校に在学している者は、千葉県立安房高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

7 平成二十年三月三十一日において千葉県立館山高等学校に在学している者又は千葉県立安房水産高等学校に在学している者は、千葉県立館山総合高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成二十年三月四日教育委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月三十一日教育委員会規則第十五号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日教育委員会規則第六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十一年三月三十一日において千葉県立木更津高等学校全日制の課程普通科に在学している者は、千葉県立木更津高等学校全日制の課程普通科（単位制）に在学している者となる。

附 則（平成二十一年十月三十日教育委員会規則第十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十二年三月三十一日において千葉県立印旛高等学校に在学している者は、千葉県立印旛明誠高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成二十二年三月三十一日教育委員会規則第五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十一月五日教育委員会規則第十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年三月三十一日において千葉県立船橋西高等学校に在学している者又は千葉県立船橋旭高等学校に在学している者は、千葉県立船橋啓明高等学校全日制の課程普通科（単位制）に在学している者となる。

3 平成二十三年三月三十一日において千葉県立市川北高等学校に在学している者又は千葉県立市川西高等学校に在学している者は、千葉県立市川昂（すばる）高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

4 平成二十三年三月三十一日において千葉県立松戸矢切高等学校に在学している者又は千葉県立松戸秋山高等学校に在学している者は、千葉県立松戸向陽高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

5 平成二十三年三月三十一日において千葉県立湖北高等学校に在学している者又は千葉県立布佐高等学校に在学している者は、千葉県立我孫子東高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成二十三年三月三十一日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月二十八日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十月三十日教育委員会規則第十号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十月二十九日教育委員会規則第五号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三十日教育委員会規則第十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二十七年三月三十一日において千葉県立大原高等学校に在学している者、千葉県立岬高等学校に在学している者又は千葉県立勝浦若潮高等学校に在学している者は、千葉県立大原高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（平成二十六年十月二十一日教育委員会規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月二十八日教育委員会規則第十三号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項の表に加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十月二日教育委員会規則第十四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二十八年三月三十一日において千葉県立成東高等学校全日制の課程普通科の第一学年又は理数科の第一学年に在学している者は、それぞれ千葉県立成東高等学校全日制の課程普通科（単位制）又は理数科（単位制）に在学している者となる。

附 則（平成二十八年十月四日教育委員会規則第十四号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年四月二十八日教育委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十月三日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月五日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日教育委員会規則第四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の県立高等学校管理規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後高等学校に入学した生徒（県立高等学校管理規則第二十七条第一項の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）について適用する。

- 3 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（県立高等学校管理規則第二十七条第一項の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る平成三十一年四月一日から新規則の規定が適用されるまでの間における改正前の県立高等学校管理規則第十一条第二項及び第三項、第十七条第一項、第十九条（見出しを含む。）並びに第十九条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」とする。

附 則（令和元年十月二十三日教育委員会規則第一号）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月十八日教育委員会規則第八号）
（施行期日）

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 令和三年三月三十一日において千葉県立君津高等学校に在学している者及び千葉県立上総高等学校に在学している者は、千葉県立君津高等学校の各相当の学科及び学年に在学している者となる。

附 則（令和四年一月二十八日教育委員会規則第一号）
（施行期日）

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 令和四年三月三十一日において千葉県立行徳高等学校定時制の課程に在学している者は、千葉県立船橋高等学校定時制の課程普通科（単位制）に在学している者となる。
- 令和四年三月三十一日において千葉県立佐倉東高等学校定時制の課程に在学している者は、千葉県立佐倉南高等学校定時制の課程普通科・夜間部（単位制）に在学している者となる。

附 則（令和五年一月六日教育委員会規則第一号）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日教育委員会規則第七号）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十月三十一日教育委員会規則第十四号）
この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則（令和六年一月三十日教育委員会規則第一号）
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日教育委員会規則第三号）
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第三条）

名称	課程	男女別	学科・部	生徒定員				
				一年	二年	三年	四年	計
千葉県立千葉高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立千葉女子高等学校	全日制	女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
			家政科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立千葉東高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					九六〇
千葉県立千葉商業高等学校	全日制	男女	商業科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
			情報処理科	八〇	八〇	八〇		二四〇
	定時制	男女	商業科（単位制）					二八〇
千葉県立京葉工業高等学校	全日制	男女	機械科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			電子工業科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			設備システム科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			建設科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立千葉工業高	全日制	男女	電子機械科	八〇	八〇	八〇		二四〇

等学校								
			電気科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			情報技術科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			工業化学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			理数工学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	工業科（単位制）					一六〇
千葉県立千葉南高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立検見川高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立千葉北高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立若松高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立千城台高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立生浜高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					二四〇
	定時制	男女	普通科・午前部（単位制）					三二〇
			普通科・午後部（単位制）					三二〇
			普通科・夜間部（単位制）					三二〇
千葉県立磯辺高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立泉高等学校	全日制	男女	普通科	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
千葉県立幕張総合高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）					二、〇四〇
			看護科（単位制）					一二〇
	専攻科	男女		四〇	四〇			八〇
千葉県立柏井高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
千葉県立千葉大宮高等学校	通信制	男女	普通科（単位制）					二、〇〇〇
千葉県立土気高等学校	全日制	男女	普通科	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
千葉県立千葉西高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立犢橋高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
千葉県立八千代高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
			家政科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			体育科	四〇	四〇	四〇		一二〇

千葉県立八千代東高等学校	全日制	男女	普通科	二八〇	三二〇	三二〇		九二〇
千葉県立八千代西高等学校	全日制	男女	普通科	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
千葉県立津田沼高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立実籾高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立船橋高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					九六〇
			理数科（単位制）					一二〇
	定時制	男女	普通科（単位制）					一六〇
			総合学科（単位制）					三六〇
千葉県立薬園台高等学校	全日制	男女	普通科	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立船橋東高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立船橋啓明高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					九六〇
千葉県立船橋芝山高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立船橋二和高等学校	全日制	男女	普通科	二八〇	三二〇	三二〇		九二〇
千葉県立船橋古和釜高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
千葉県立船橋法典高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
千葉県立船橋豊富高等学校	全日制	男女	普通科	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
千葉県立船橋北高等学校	全日制	男女	普通科	二〇〇	二〇〇	二四〇		六四〇
千葉県立鎌ヶ谷高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立鎌ヶ谷西高等学校	全日制	男女	普通科	二〇〇	二〇〇	二四〇		六四〇
千葉県立市川工業高等学校	全日制	男女	機械科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			電気科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			建築科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			インテリア科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	工業科（単位制）					一六〇
千葉県立国府台高等学校	全日制	男女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇

千葉県立国分高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立行徳高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
千葉県立市川東高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立市川昂（すばる）高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立市川南高等学校	全日制	男女	普通科	二八 〇	三二 〇	三二 〇		九二〇
千葉県立浦安高等学校	全日制	男女	普通科	二〇 〇	二〇 〇	二〇 〇		六〇〇
千葉県立浦安南高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
千葉県立松戸高等学校	全日制	男女	普通科	二〇 〇	二〇 〇	二四 〇		六四〇
			芸術科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立小金高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）					九六〇
千葉県立松戸国際高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					六〇〇
			国際教養科（単位制）					三六〇
千葉県立松戸南高等学校	定時制	男女	普通科・午前部（単位制）					四八〇
			普通科・午後部（単位制）					四八〇
			普通科・夜間部（単位制）					三二〇
千葉県立松戸六実高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立松戸向陽高等学校	全日制	男女	普通科	二〇 〇	二〇 〇	二〇 〇		六〇〇
			福祉教養科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立松戸馬橋高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立東葛飾高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
	定時制	男女	普通科（単位制）					三二〇
千葉県立柏高等学校	全日制	男女	普通科	二八 〇	二八 〇	二八 〇		八四〇
			理数科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立柏南高等学校	全日制	男女	普通科	三六 〇	三六 〇	三六 〇		一、〇八〇
千葉県立柏陵高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立柏の葉高等学校	全日制	男女	普通科	二四	二八	二八		八〇〇

学校				○	○	○		
			情報理数科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立柏中央高等学校	全日制	男女	普通科	三二 ○	三二 ○	三二 ○		九六〇
千葉県立沼南高等学校	全日制	男女	普通科	一六 ○	一六 ○	二〇 ○		五二〇
千葉県立沼南高柳高等学校	全日制	男女	普通科	二四 ○	二四 ○	二四 ○		七二〇
千葉県立流山高等学校	全日制	男女	園芸科	一二 ○	一二 ○	一二 ○		三六〇
			商業科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制	男女	普通科	三二 ○	三二 ○	三二 ○		九六〇
			国際コミュニケーション科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立流山南高等学校	全日制	男女	普通科	二八 ○	二八 ○	三二 ○		八八〇
千葉県立流山北高等学校	全日制	男女	普通科	二四 ○	二四 ○	二四 ○		七二〇
千葉県立野田中央高等学校	全日制	男女	普通科	三二 ○	三二 ○	三二 ○		九六〇
千葉県立清水高等学校	全日制	男女	食品科学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			機械科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			電気科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			環境化学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立関宿高等学校	全日制	男女	普通科	一二 ○	一二 ○	一二 ○		三六〇
千葉県立我孫子高等学校	全日制	男女	普通科	三二 ○	三二 ○	三二 ○		九六〇
千葉県立我孫子東高等学校	全日制	男女	普通科	二四 ○	二四 ○	二四 ○		七二〇
千葉県立白井高等学校	全日制	男女	普通科	二四 ○	二四 ○	二四 ○		七二〇
千葉県立印旛明誠高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					六〇〇
千葉県立成田西陵高等学校	全日制	男女	園芸科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			土木造園科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			食品科学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立成田国際高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					六〇〇
			国際科（単位制）					三六〇
千葉県立成田北高等学校	全日制	男女	普通科	二八 ○	二八 ○	二八 ○		八四〇

千葉県立下総高等学校	全日制	男女	園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			自動車科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立富里高等学校	全日制	男女	普通科	二〇 〇	二〇 〇	二〇 〇		六〇〇
千葉県立佐倉高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					八四〇
			理数科（単位制）					一二〇
千葉県立佐倉東高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	二〇 〇		五二〇
			調理国際科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			服飾デザイン科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立佐倉西高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	二〇 〇	二〇 〇		五六〇
千葉県立佐倉南高等学校	定時制	男女	普通科・午前部（単位制）					二四〇
			普通科・午後部（単位制）					二四〇
			普通科・夜間部（単位制）					一六〇
千葉県立八街高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）					四八〇
千葉県立四街道高等学校	全日制	男女	普通科	三二 〇	三二 〇	三二 〇		九六〇
千葉県立四街道北高等学校	全日制	男女	普通科	二四 〇	二四 〇	二八 〇		七六〇
千葉県立佐原高等学校	全日制	男女	普通科	二四 〇	二四 〇	二四 〇		七二〇
			理数科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	普通科（単位制）					一六〇
千葉県立佐原白楊（よう）高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					六〇〇
千葉県立小見川高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
千葉県立多古高等学校	全日制	男女	普通科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立銚子高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
千葉県立銚子商業高等学校	全日制	男女	商業科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			海洋科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	商業科（単位					一六〇

			制)					
千葉県立旭農業高等学校	全日制	男女	畜産科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			食品科学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立東総工業高等学校	全日制	男女	電子機械科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			電気科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			情報技術科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			建設科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立匝瑳高等学校	全日制	男女	普通科		二〇 〇	二〇 〇		四〇〇
			理数科		四〇	四〇		八〇
			総合学科(単位制)					二四〇
	定時制	男女	普通科(単位制)					一六〇
千葉県立松尾高等学校	全日制	男女	普通科	一二 〇	一二 〇	一二 〇		三六〇
千葉県立成東高等学校	全日制	男女	普通科(単位制)					六八〇
			理数科(単位制)					一二〇
千葉県立東金高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
			国際教養科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	普通科(単位制)					一六〇
千葉県立東金商業高等学校	全日制	男女	商業科	八〇	八〇	八〇		二四〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立大網高等学校	全日制	男女	普通科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			農業科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			食品科学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			生物工学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立九十九里高等学校	全日制	男女	普通科	一二 〇	一二 〇	一二 〇		三六〇
千葉県立長生高等学校	全日制	男女	普通科(単位制)					七二〇
			理数科(単位制)					一二〇
	定時制	男女	普通科(単位制)					一六〇
千葉県立茂原高等学校	全日制	男女	普通科	一六 〇	一六 〇	一六 〇		四八〇
千葉県立茂原樟(しょう)陽高等学校	全日制	男女	農業科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			食品科学科	四〇	四〇	四〇		一二〇

			土木造園科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			電子機械科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			電気科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			環境化学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立一宮商業高等学校	全日制	男女	商業科	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立大多喜高等学校	全日制	男女	普通科	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
千葉県立大原高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）					四八〇
千葉県立長狭高等学校	全日制	男女	普通科	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
	定時制	男女	普通科（単位制）					一六〇
千葉県立安房拓心高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）					四八〇
千葉県立安房高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					七二〇
千葉県立館山総合高等学校	全日制	男女	工業科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			商業科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			海洋科	四〇	四〇	四〇		一二〇
			家政科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	普通科（単位制）					一六〇
	専攻科	男女		一〇	一〇			二〇
千葉県立天羽高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
千葉県立君津商業高等学校	全日制	男女	商業科	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
			情報処理科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立木更津高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					八四〇
			理数科（単位制）					一二〇
千葉県立木更津東高等学校	全日制	女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
			家政科	四〇	四〇	四〇		一二〇
	定時制	男女	普通科（単位制）					一六〇
千葉県立君津高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立君津青葉高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）					三六〇
千葉県立袖ヶ浦高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇

			情報コミュニケーション科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立市原高等学校	全日制	男女	普通科	八〇	八〇	一二〇		二八〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立京葉高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
千葉県立市原緑高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇		三六〇
千葉県立姉崎高等学校	全日制	男女	普通科	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
千葉県立市原八幡高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）					六四〇

別 記

第一号様式

（第二十一条）

第二号様式

（第二十二条）

第三号様式

（第二十九条）